

ちたもんロゴ・パターン柄使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「ちたもん」のロゴ、パターン柄（以下「ロゴ等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の届出)

第2条 ロゴ等を使用する者は、あらかじめ、ちたもんロゴ・パターン柄使用届出書（第1号様式）に必要な書類を添付し、知多市物産振興会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の届出書は、使用開始の3か月前から14日前までの期間に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(届出の対象者)

第3条 前条に規定する届出を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら商品を製造・販売することを生業としている商工業者
- (2) 地域振興を目的に「ちたもん」をPRする者
- (3) 官公署
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に認める者

(届出の承認)

第4条 会長は、第2条による届出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴ等の使用を承認する。

- (1) ロゴ等の品位を害するおそれがあるとき。
- (2) ロゴ等の正しい使用方法（別紙）に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長がロゴ等の使用について不適當であると認めたとき。

2 届出の承認は、第2条に規定する届出書の承認欄に知多市物産振興会会長の印を押印することをもって行う。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条による届出の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用したことがわかる資料、写真等を提出すること。
- (3) ロゴ等の著作権は、すべて知多市物産振興会に帰属するものとし、使用の承認を

受けた者が第三者へロゴ等のデータを提供し、デザイン発注等を再委託する場合は、第三者へ提供データの取り扱いを十分に説明し、乱用しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第6条 使用の承認を受けた者が、前条の各号に掲げる規定を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用による承認はしないものとする。

(責任)

第7条 ロゴ等の使用により、承認を受け、又は前条の規定による承認の取消しを受けた者が被った被害に対しては、会長及び物産振興会は、一切その責を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴ等の使用取扱いに係る必要な事項は、物産振興会が別途協議し、決定する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(裏面)

3 使用期間

使用開始 令和 年 月から

使用終了 令和 年 月まで ※終了日が未定の場合は空白

4 添付書類（レイアウト又は使用見本等）

5 同意事項（以下の遵守事項を確認の上、□欄に✓をしてください。）

承認された用途のみに使用すること。

ロゴ等を使用したことがわかる資料、写真等を提出すること。

（ただし、添付書類のレイアウト等と変更がなければ提出の必要はありません。）

ロゴ等の著作権は、すべて知多市物産振興会に帰属するものとし、使用の承認を受けた者が第三者へロゴ等のデータを提供し、デザイン発注等を再委託する場合は、第三者へ提供データの取り扱いを十分に説明し、乱用しないこと。

前3号に掲げるもののほか、会長が特に付した条件に従って使用すること。

承認欄※1

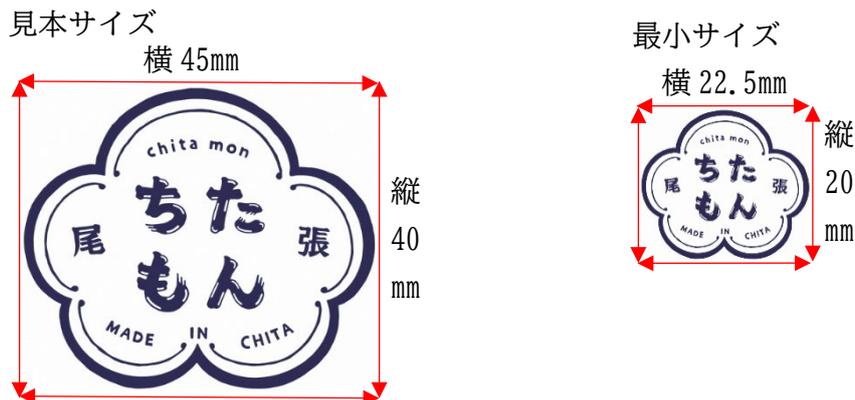
※1 承認欄への記載はしないでください。

ロゴ等の正しい使用方法について

1 ちたもん「ロゴ」について

- ・縦横比：下記の見本サイズ比率（1:1.125）を基本とする。
- ・拡大縮小：縦横比を維持したままであれば可能とする。
※ただし、見やすさを考慮して、ロゴの最小サイズは縦20mm×横22.5mmまでとする。なお、最大サイズは特に定めません。
- ・向き：回転、反転及び傾斜は、禁止です。
- ・加工：ロゴ等の加工（輪郭、文字のフォントを変更するなど）は、禁止とする。
- ・ロゴ背景の塗りつぶし：「白」及び「塗りつぶしなし」とする。
※ロゴ背景の塗りつぶしが必要な場合は、塗りつぶし部分を白以外の色に加工することは禁止とする。塗りつぶしが無い場合は、輪郭と文字のみのロゴ構成となる。
- ・色：輪郭・文字の色を変更することは可能とするが、金色（ゴールド）は禁止とする。
※ロゴ背景の塗りつぶしが必要な場合にロゴ背景の塗りつぶし部分を白色以外に変更することは禁止とする。
- ・第三者へデータ提供し発注する場合は、データの著作権について第三者へ十分に説明すること。

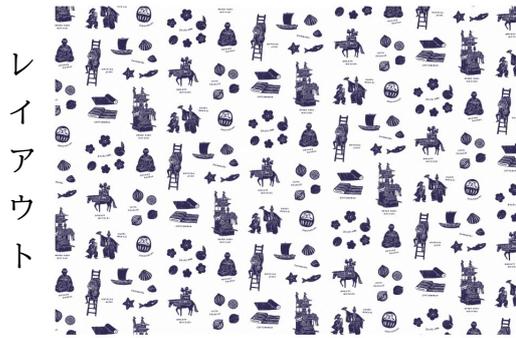
基本のロゴ：紺色（輪郭・文字）、白（ロゴ背景の塗りつぶし）



2 ちたもん「パターン柄」について

- ・拡大縮小：各絵柄がはっきりと見える範囲であれば、可能とする。
- ・色：原則は、背景（白色）及び絵柄（紺色）を基本としている。ただし、デザイン性を考慮する必要がある場合は、背景や絵柄の色を変更することは可能とする。
- ・向き：各絵柄について回転、反転及び傾斜をつけることは禁止とする。
※パターン柄全体から各絵柄の一部を切り取って使用することは可能だが、各絵柄の向きを変更することは禁止とする。
- ・加工：各絵柄の切り貼りは可能とする。ただし、色以外で各絵柄自体に修正等を加えるのは禁止とする。
- ・第三者へデータ提供し発注する場合は、データの著作権について第三者へ十分に説明すること。

パターン柄



(例1) ○ (向きの変更がないため) (例2) × (向きを変更しているため)



(例3) ○ (複数の絵柄を切り取っているが、向きの変更がないため)



(例4) × (向きを変更しているため)

